

益城町震災10年復興記念動画制作業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「震災10年復興記念動画」制作業務（以下、「本業務」という。）委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべきものを選定するにあたり、豊富な経験と高い技術を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務の名称 益城町震災10年復興記念動画制作業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで
- (4) 見積限度額
金5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※企画提案は、上記金額の範囲内とすること。

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件のすべてを満たすものであること。

- (1) 個人又は法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 益城町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 参加表明書提出時において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営し

ていない者であること。

(7) 本業務と同様の企画・製作業務について、過去に受注実績を有する事業者であること。(発注者は国の機関・自治体等である必要はない。)

4 主なスケジュール

(1) 公募開始

令和7(2025)年6月18日(水)から

(2) 質問書の受付期限

令和7(2025)年6月23日(月)午後5時必着

(3) 質問の回答

令和7(2025)年6月24日(火)

(4) 参加申込書の提出期限

令和7(2025)年6月25日(水)午後5時必着

(5) 企画提案書の提出期限

令和7(2025)年7月15日(火)午後5時必着

(6) プレゼンテーション

令和7(2025)年7月22日(火)以降

(7) 最終結果通知

令和7(2025)年7月末までに通知

(8) 契約予定日

令和7(2025)年8月上旬

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7(2025)年6月23日(月)午後5時必着

(2) 質問方法

① 質問書(様式第2号)を電子メールで、「6(3)提出場所」へ提出すること。電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

※件名は、「震災10年復興記念動画制作業務質問書」とすること

② 審査に関する質問には、応じない。

(3) 回答

令和7(2025)年6月24日(火)に町ホームページ上に掲載する。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和 7 (2025) 年 6 月 25 日 (水) 午後 5 時必着

(2) 提出書類

①参加申込書 (様式第 1 号)

②事業者概要書 (様式任意 A 4 サイズ)

※事業者等の経歴、役員の構成、氏名、組織体制、従業員数、事業概要及び過去 5 年以内の類似業務受注実績等が把握できるもの。

企業パンフレットなどに、必要事項の記載があればそれでもよい。

③国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない証明書 (3 カ月以内に発行されたもの、写し可)

(3) 提出場所

〒861-2295

熊本県上益城郡益城町宮園 702 番地

益城町役場企画財政課広報係 (以下「主管課」という。)

メールアドレス : kouhou@town.mashiki.lg.jp

(4) 提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (閉庁日を除く) 受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「震災 10 年復興記念動画制作業務 (参加表明)」と朱書きの上、郵便書留により提出すること。

(5) 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加申し込みをした者の参加資格を「3 参加資格」に基づき審査し、参加資格審査決定通知書 (様式第 3 号) により通知するものとする。

なお、参加資格を有しないと判断された者が、その理由について説明を求めることができる期限は、令和 7 (2025) 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時までとし、書面により行うこと。

(6) 参加者は、受託候補者の決定までの間に前各号に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 (2025) 年 7 月 15 日 (火) 午後 5 時必着

(2) 提出書類

①企画提案書等提出届 (様式第 4 号)

②企画提案書 (A4 サイズ様式任意)

※イメージが伝わりやすいよう、図などを使い分かりやすくすること。

③業務実施体制表 (A4 サイズ様式任意)

④工程表 (A4 サイズ様式任意)

※納品までのスケジュールが分かるものを作成すること。

⑤費用見積明細書 (A4 サイズ様式任意)

※内訳が分かるように、なるべく詳細に記載し、代表者印があるものとする。

⑥過去の類似業務実績 (A4 サイズ様式任意)

※インターネットで現在公開されていない作品や、提供可能な作品は DVD も添付すること。

(3) 企画提案書等の作成要領

① 企画提案書の規格は、原則として A4 サイズ片とじ片面印刷、文字サイズは 10 ポイント以上とし、枚数は 10 枚以内とする。

② 企画提案書は、P R したいポイントや記載内容の理由・背景等提案趣旨を明確に示し作成すること。

③ 使用する言語は原則日本語とし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語訳を付記すること。また通貨は、日本円とする。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※企画提案書等、企画に関わる書類はフルカラーとする。

(5) 提出場所

主管課

(6) 提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (閉庁日を除く) 受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「震災 10 年復興記念動画制作業務 (企画提案)」と朱書きの上、郵便書留により提出すること。

8 審査方法

(1) 選定方法

本要領に基づき提出された企画提案については益城町震災 10 年復興記念動画制作業務委託企画提案選定委員会設置要領第 3 条に規定する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が益城町震災 10 年復興記念動画制作業務委託公募型プロポーザル評価要領の基準に基づき評価する。採用基準点を満たし、評価点が最高の提案をした者を採用候補とし、当該事業者と契約に向けた協議を行う。なお、企画提案事業者が 1 者のみの場合でも、評価は実施する。

(2) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、選定委員会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和 7（2025）年 7 月 22 日（火）以降

※場所及び審査開催時間は、個別に連絡する。

※プレゼンテーションは実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※参加者多数の場合は、書類による 1 次選考を行う場合がある。

※参加者が 1 者のみであった場合でも審査を行い、審査会で妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

※プレゼンテーションは、必要に応じてオンラインで開催する場合がある。

(3) 評価基準

評価基準については、選定審査会にて決定し、事前に公表する。

(4) 選定結果

- ① 選定結果は、審査終了後速やかに応募者全員に書面で通知する。
- ② 選定結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約事項

(1) 契約は、選定された契約候補者と益城町において協議を行った上で、益城町財務規則に基づき契約を締結する。

(2) 契約候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

10 その他・留意事項

- (1) 当該企画募集に関する説明会は実施しない。
- (2) プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 益城町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案書は、1 事業者につき1 案とする。
- (5) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (6) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (7) 企画提案書は、契約候補者の選定のために使用するものとし、公表しない。
- (8) 成果品の著作権及び版権は、益城町に帰属するものとする。(この権利は、デザインに使用した個々の写真等に及ぶものではない。)
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格条件を満たさなくなった場合
 - ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 選考の公平性を害する行為があった場合